

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年5月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500721号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600003号

第1 結論

平成8年4月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年4月から平成10年3月まで

私は、平成9年頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、数日後、同市役所において、請求期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料として60万円程度を現金で一括納付した。

請求期間の記録が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、数日後、同市役所において、請求期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を現金で一括納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得年月日(昭和61年*月*日)に係る入力処理は平成10年4月15日に行われ、基礎年金番号が付番されていることが確認できるところ、請求者が請求期間に住民登録していたA市の担当者は、請求者の上記被保険者資格取得年月日に係る届出は平成10年3月31日に行われている旨陳述していることから、請求者が主張する加入手続き時期と相違している上、当該届出が行われるまで請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、上記届出が行われた時点では、請求期間のうち平成8年4月から平成9年3月までの国民年金保険料は過年度納付することは可能であるものの、市町村において取り扱うことができる国民年金保険料は現年度分であることから、過年度分の国民年金保険料をA市役所において納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付した旨回答及び陳述しているが、妻のオンライン記録によると、当該期間は国民年金保険料の未納期間であることが確認できる。

加えて、請求者が主張する請求期間に係る国民年金保険料の納付時期は、基礎年金番号制度

が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。